

デンマーク

意匠規則

2008年11月20日命令 No. 1099

2008年12月9日施行

目次

第1部

- 第1条 意匠出願
- 第2条 願書の内容
- 第3条
- 第4条
- 第5条 優先権
- 第6条
- 第7条
- 第8条

第2部

- 第9条 出願についての審査及びその他の処理
- 第10条
- 第11条 補足的調査
- 第12条

第3部 登録及び公告

- 第13条 登録
- 第14条
- 第15条 公告
- 第16条

第4部

- 第17条 意匠登録簿
- 第18条

第5部

- 第19条 行政審査
- 第20条
- 第21条

第6部

- 第22条 出願及び登録の分割
- 第23条

第7部

第24条 特許商標庁に対して提出される国際意匠出願

第25条

第26条

第27条 国際事務局から受領したデンマークの指定

第28条

第29条

第30条 特許商標庁登録簿への国際登録に関する登録

第8部 その他の規定

第31条 期限

第32条 委任状

第33条 言語

第34条 証拠書類

第35条 見本の保管

第9部

第36条 施行規定

第1部

第1条 意匠出願

意匠登録出願は、特許商標庁に対して提出しなければならない。出願様式は特許商標庁から入手することができる。

第2条 願書の内容

(1) 願書には、次の事項を含めなければならない。

(i) 出願人の名称又は企業名及び出願人の郵便宛先

(ii) 出願に係わる意匠を図示した複製、及び該当する場合は第4条の規定に従う意匠の見本(意匠法第13条(3)参照)

(iii) 意匠の意図された使用に係る製品の表示(製品明細)

(iv) 製品を包含する1又は複数の類であって、意匠の国際分類を設定するロカルノ協定に従うものの表示

(2) 願書には更に、次の事項を含めなければならない。

(i) 出願人が優先権の主張を望む場合は、意匠法第16条の規定に基づく優先権の請求並びに本規則第5条及び第7条の規定に従う情報

(ii) 出願人が代理人により代表されている場合は、当該代理人の名称又は事務所名及び郵便宛先並びに委任状(第32条参照)

(iii) 1又は複数のデザイナー(創作者)を意匠登録簿に登録することを請求する場合は(意匠法第13条(4)参照)、デザイナー・グループ又は企業を含め、当該デザイナーの名称及び郵便宛先

(iv) 意匠登録が複数の出願人により共同で出願され、かつ、それらの者が1の代理人により代表されていない場合は、特許商標庁からの通知を出願人全員の代理として受領する権限を付与されている者についての情報

(v) 出願人が、意匠法第18条最終文の規定に基づく繰延を請求する場合は、登録に関する公告の繰延を求める期間についての陳述

(vi) 保護の対象が色彩付の意匠を含む場合は、意匠が色彩付で登録されるべき旨の情報

第3条

(1) 願書及び添付書類が、デンマーク語、英語、スウェーデン語又はノルウェー語で利用可能な場合は、特許商標庁は出願を審査し、かつ、処理する。

(2) 願書又は添付書類が(1)に表示した言語以外の言語で作成されている場合は、翻訳文を提出しなければならない。当該翻訳文は、翻訳者により認証されているか又は特許商標庁が必要とみなすその他の方法で認証されていなければならない。

(3) 願書がデンマーク語以外の言語で提出された場合は、特許商標庁は、製品明細をデンマーク語により作成するよう要求することができる。

第4条

(1) 複製は、意匠のみを図示しなければならない、また、写真又は図面とすることができる。複製は、異なる寸法での印刷を含め、白黒印刷に適したものでなければならない。

(2) 色彩を付して意匠の登録を求める場合は、当該複製は、意匠権により含まれるべき色彩を図示しなければならない。

(3) 出願人が意匠の見本を提出する場合は、当該見本は、何れの方向における寸法も 40cm を超えてはならず、また、その重量は 4kg を超えてはならない。当該見本は、耐久性を有するものでなければならず、また、危険な材質で構成されていたり又は危険な材質を含んでいたりしてはならない。

(4) 出願が複数の意匠を含んでいる場合は(意匠法第 15 条参照)、各意匠について別個の複製を提出しなければならない。複製及び該当するときは見本には、各意匠についての連続番号を明記しなければならない。個別の 1 意匠について複数の複製が存在する場合は、当該番号には、各複製について、文字を付記しなければならない。

第 5 条 優先権

(1) 意匠法第 16 条(1)から(3)までの規定による優先権の主張は、出願から明確に認められなければならない。特許商標庁に対して出願をした後は、優先権を取得できないものとする。

(2) 優先権の主張には、優先権の主張が何れの日から及び何れの国からのものであるかについての情報を含めなければならない、かつ、主張する出願の番号を記載しなければならない。前記情報は、出願日後 1 月以内に特許商標庁に提出しなければならない。出願人が当該情報を前記期限の到来前に提出しなかった場合は、優先権は取得できないものとする。

(3) 特許商標庁は、主張された優先権について、原出願を受領した当局からの証明書を提出することにより、書類で立証するよう要求することができる。当該証明書は、原出願の出願日及び出願人の名称又は企業名を記載していなければならない。特許商標庁は、前記当局からの、当該願書及び意匠を図示し添付された複製の認証謄本も要求することができる。出願人が所定期限の到来前に所要の証拠書類を提出しなかった場合は、優先権を取得できないものとする。

(4) 優先権の取下は、別途に書簡により行わなければならない。

第 6 条

(1) 意匠法第 16 条(1)から(3)までの規定により出願を優先権の基礎として使用することができるためには、当該出願は当該意匠が開示された最初のものでなければならない。

(2) ただし、意匠が開示された最初のものでない出願の場合であっても、次に該当するときは、優先権の基礎として当該出願を使用することができる。

(i) 後の出願がされたときまでに、最初の出願が、当該意匠が公衆の利用に供されることなく、取り下げられ、棚上げされ又は拒絶されていること

(ii) 最初の出願が、如何なる既存の権利の基礎も形成していないこと

(iii) 最初の出願が、如何なる優先権主張の基礎としても使用されていないこと、及び

(iv) 後の出願が、最初の出願の場合と同一当局に対して、かつ、同一の出願人又はその者の権原承継人により行われていること

第 7 条

(1) 意匠法第 16 条(4)の規定による優先権の主張は、出願から明確に認められなければならない。特許商標庁に対して出願をした後は、優先権を取得できないものとする。

(2) 優先権の主張には、当該意匠が展示された博覧会及び当該意匠が当該博覧会において最初に展示された日付に関する情報を含めなければならない。前記情報は、出願日後 1 月以内に特許商標庁に提出しなければならない。出願人が前記情報を期限到来前に提出しなかった場合は、優先権は取得できないものとする。

(3) 特許商標庁は、主張された優先権に関して、博覧会の所管当局による宣言書を提出することにより、書類で立証するよう要求することができる。出願人が所定期限の到来前に所要の証拠書類を提出しなかった場合は、優先権を取得できないものとする。

(4) 優先権の取下は、別途に書簡により行わなければならない。

第 8 条

出願が複数の意匠を含んでいるときは(意匠法第 15 条参照)、意匠法第 16 条の規定による優先権は、当該出願に含まれている 1 又は複数の意匠について主張することができる。

第2部

第9条 出願についての審査及びその他の処理

意匠登録の出願人が、意匠法第13条(5)の規定に従い、所定の手数料を納付したときは、特許商標庁は、出願についての審査及びその他の処理を開始する。

第10条

(1) 特許商標庁は、願書に出願番号及び出願日を記載する。出願書類の提出時に、意匠の複製又は見本が添付されていなかった場合は、当該出願に関しては、特許商標庁が意匠の複製又は見本を受領する日まで、出願日が与えられない(意匠法第14条(1)参照)。特許商標庁が所定期限の到来前に複製又は見本の何れも受領しなかった場合は、当該出願は拒絶される。

(2) 特許商標庁が所定期限の到来前に、印刷に適した複製を受領しなかった場合は(第4条参照)、当該出願は拒絶される。

(3) 出願が複数の意匠を含む場合は(意匠法第15条参照)、それら全ての意匠に同一の出願番号及び出願日が与えられる。

第11条 補足的調査

(1) 意匠法第17条(2)の規定により特許商標庁が行う補足的調査には、既存のデンマーク意匠登録及び係属中の意匠登録出願に関する調査を含めなければならない。当該調査にはまた、該当する出願の出願日前5年間に取り消されたデンマーク意匠登録も含めなければならない。特許商標庁が当該意匠の保護にとり重要となる可能性があるその他の事項について知っている場合は、それらの事項もまた当該意匠の補足的調査に含めなければならない。

(2) 出願が複数の意匠を含んでいる場合は(意匠法第15条参照)、特許商標庁による調査は、補足的調査の請求書に記載されている1又は複数の意匠のみを含むものとする。

第12条

(1) 特許商標庁は、第11条の規定による補足的調査を基礎として出願人のために報告書(調査報告書)を作成しなければならない。

(2) 補足的調査は、出願人に対する指針としてのみ使用されるものであり、登録拒絶の基礎として使用することはできない。

第3部 登録及び公告

第13条 登録

出願が要件を遵守しているときは(意匠法第18条第1文参照)、特許商標庁は、当該意匠を登録し、当該意匠の所有者又はその者の代理人に対して登録証を送付しなければならない。出願が複数の意匠を含む場合は(意匠法第15条参照)、それら全ての意匠に同一の登録日及び登録番号が与えられるものとする。

第14条

(1) 特許商標庁が、出願された意匠にとり重要となる可能性がある事項を補足的調査の過程で何ら発見しなかった場合は、出願人が登録の繰延を請求した場合を除き、当該意匠は遅滞なく登録されなければならない。登録は、最長2月まで及び特別な事情の場合はそれより更に繰延することができる。

(2) 補足的調査中に、出願された意匠にとり重要な事項が明らかになった場合は、当該登録は、調査報告書に記載されている日付から2月後に行われるものとする。出願人が当該意匠について登録されるよう当該期限到来前に請求した場合は、当該意匠は遅滞なく登録されなければならない。当該期限到来前には、出願人は当該出願を取り下げる事又は登録繰延を請求することができる。

第15条 公告

意匠法第18条第2文の規定による意匠登録の公告には、次の事項を含めなければならない。

- (i) 意匠の所有者の名称又は企業名及び郵便宛先
- (ii) 出願人が代理人により代表されている場合は、当該代理人の名称又は事務所名及び郵便宛先
- (iii) 意匠を図示した複製
- (iv) 製品明細
- (v) 当該製品を含む1又は複数の類であつて、意匠の国際分類を制定するロカルノ協定に従うもの
- (vi) 出願番号及び出願日
- (vii) 登録番号
- (viii) 意匠法第16条(1)から(3)までの規定により優先権が取得されている場合は、優先日並びに原出願がされた国及びその出願番号に関する情報
- (ix) 意匠法第16条(4)の規定により優先権が取得されている場合は、優先日及び当該意匠が展示された博覧会に関する情報
- (x) 意匠法第13条(4)の規定により意匠登録簿に1又は複数のデザイナーを登録するよう請求されている場合は、デザイナーのグループ又は企業を含め、デザイナーの名称及び郵便宛先
- (xi) 該当する場合は、提出されている意匠の見本に関する情報、及び
- (xii) 該当する場合は、意匠が色彩を付して登録されている旨の情報

第16条

- (1) 意匠法第18条第2文、第24条(4)及び第33条(1)の規定による公告は、特許商標庁が発行するデンマーク意匠公報により行われるものとする。
- (2) 意匠登録の更新についての公告(意匠法第24条(4)参照)には、登録番号及び更新日又は登録期間の満了日についての情報を含まなければならない。
- (3) 特許商標庁は、ライセンス許諾、抵当権設定、破産等(意匠法第51条(1)参照)を含め、意匠権にとり重要なその他の事項に関する情報も公告する。

第4部

第17条 意匠登録簿

特許商標庁は、デンマークにおいて出願され、かつ、登録された意匠についての登録簿を備えなければならない。

第18条

(1) 意匠登録簿には、次の事項を含めなければならない。

(i) 出願人の名称又は企業名及び郵便宛先

(ii) 登録所有者の名称又は企業名及び郵便宛先

(iii) 意匠を図示した複製

(iv) 製品明細

(v) 当該製品を含む1又は複数の類であって、意匠の国際分類を制定するロカルノ協定に従うもの

(vi) 出願番号及び出願日

(vii) 登録番号及び登録日、及び

(viii) 更新期間又は登録期間の満了日

(2) 意匠登録簿には、更に次の事項も含めなければならない。

(i) 意匠法第16条(1)から(3)までの規定により優先権が主張されている場合は、優先日並びに優先権主張の基礎として使用できる原出願が行われた国及び出願番号に関する情報

(ii) 意匠法第16条(4)の規定により優先権が主張されている場合は、優先日及び当該意匠が展示された博覧会に関する情報

(iii) 出願人が代理人により代表されている場合は、当該代理人の名称又は事務所名及び郵便宛先

(iv) 意匠法第13条(4)の規定により意匠登録簿に1又は複数のデザイナーを登録するよう請求されている場合は、デザイナーのグループ又は企業を含め、当該デザイナーの名称及び郵便宛先

(v) 意匠登録が複数の出願人又は所有者により共同して出願され又は所有されている場合において、それらの者が1の代理人により代表されていないときは、出願人又は所有者全員の代理として通知を受領する権限を付与されている者に関する情報

(vi) 出願人が繰延を請求している場合は、登録の公告繰延及び当該公告の日付に関する情報(意匠法第18条第3文参照)

(vii) 出願が分割されている場合は、分割された出願の番号(第22条参照)

(viii) 登録が分割されている場合は、分割された登録の番号(第23条参照)

(ix) 出願が分割の結果である場合は、原出願の番号(第22条参照)

(x) 登録が分割の結果である場合は、原登録の番号(第23条参照)

(xi) 該当する事件に関して受領された資料(書簡、通信、通知、添付書類、見本等を含む)及び納付された手数料に関する情報

(xii) 出願人が色彩を付しての意匠の登録を請求している場合は、色彩を付された当該意匠の登録についての情報

(xiii) 訴訟における確定判決についての通知(意匠法第27条(1)及び第31条(1)参照)

(xiv) 移転, ライセンス許諾, 抵当権設定, 破産等に関する情報(意匠法第 51 条(1)参照)

(xv) 意匠権にとり重要なその他の情報

(3) 特許商標庁は, (1) 及び(2)に含まれた事項の何らかの変更についての届出を受領したときは, 当該変更を意匠登録簿に登録しなければならない。

第5部

第19条 行政審査

- (1) 意匠法第25条の規定による行政審査請求書には、それが基礎とする理由を記載しなければならない。かつ、所定の手数料を納付しなければならない。
- (2) 事案当事者は、請求書及びその後の書簡を特許商標庁に対して2部提出しなければならない。
- (3) 行政審査請求が複数の意匠を含む登録(意匠法第15条参照)に関して提出される場合は、当該請求書には、特許商標庁に対して審査を求める意匠の数を表示していなければならない。

第20条

- (1) 特許商標庁が同一の意匠登録に関して複数の行政審査請求を受けた場合は、特許商標庁は、関係当事者に対してその旨を通知しなければならない。
- (2) 特許商標庁は、同一の意匠登録に関して複数の行政審査請求を一括して審査することができる。特許商標庁は、他の行政審査請求の審査を考慮して、1又は複数の請求の審査を停止することができる。
- (3) 登録がその全部について取り消された場合は、停止されていた行政審査請求は消滅したものとみなされる。

第21条

行政審査を求める請求を基礎とする特許商標庁の決定は、事案当事者全員に対して通知されるものとする。

第6部

第22条 出願及び登録の分割

- (1) 1の出願が複数の意匠(意匠法第15条参照)を含む場合は、当該出願人は、特許商標庁に対して、当該出願を複数の出願に分割するよう請求することができる。分割請求書には、原出願の出願番号に関する情報を含めなければならない。かつ、分割後の個別の出願に含めるべき意匠を表示しなければならない。
- (2) 分割請求についての審査が終了したときは、分割された出願には独立した出願番号が与えられる。
- (3) 分割された出願には、原出願と同一の出願日及び優先日が与えられる。

第23条

- (1) 1の登録が複数の意匠を含む(意匠法第15条参照)場合は、当該意匠の所有者は、特許商標庁に対して、その登録を複数の登録に分割するよう請求することができる。分割請求書には、原登録の登録番号に関する情報を含めなければならない。かつ、分割後の個別の登録に含めるべき意匠を表示しなければならない。
- (2) 分割請求についての審査が終了したときは、分割された登録には独立した番号が与えられる。
- (3) 分割された登録には、原登録と同一の出願日、優先日及び登録日が与えられる。

第7部

第24条 特許商標庁に対して提出される国際意匠出願

- (1) ジュネーヴ・アクトに基づく意匠の国際登録出願は、特許商標庁に対して提出することができる(意匠法第55条参照)。
- (2) 願書は特許商標庁の様式により提出し、英語で作成されなければならない。
- (3) 特許商標庁は、願書に特許商標庁による受領日及び特許商標庁のファイル番号を記載しなければならない。
- (4) 特許商標庁による出願取扱のための所定の手数料は、出願時に納付されなければならない。

第25条

- (1) 意匠の国際登録を求める出願には、次の事項を含めなければならない。
 - (i) 出願人の名称及び宛先
 - (ii) 意匠を図示した複製又は見本
 - (iii) 意匠を構成するか又は当該意匠の使用の意図に係る1又は複数の製品の表示
 - (iv) 指定されている国又は機関の表示
- (2) 当該出願には、更に次の事項も含めなければならない。
 - (i) 出願人が優先権の主張を望む場合は、優先権の請求
 - (ii) 出願人が国際事務局に対する代理人により代理されることを望む場合は、当該代理人の名称及び宛先
- (3) 当該出願には、出願において指定される1若しくは複数の国又は1若しくは複数の機関により要求される必要な情報も含めなければならない(ジュネーヴ・アクト第5条(2)参照)。
- (4) 当該出願は、更にジュネーヴ・アクト第5条、第6条及び第7条の規定並びにジュネーヴ・アクトに基づく規則におけるそれら各条に関連する規則に従って作成しなければならない。

第26条

- (1) 取扱手数料が特許商標庁により受領された場合は、国際出願は国際事務局に送付される。
- (2) 特許商標庁が国際事務局に対する出願の送付を妨げる何らかの事項を発見し、当該出願がジュネーヴ・アクトに基づく規則の規則13(3)にいう1月の期限内に是正されなかった場合は、特許商標庁は、当該出願を拒絶すべきか又はそのまま送付すべきかを決定する。出願人は特許商標庁の決定について通知される。

第27条 国際事務局から受領したデンマークの指定

- (1) 特許商標庁が国際意匠登録においてデンマークが指定されている旨の通知を国際事務局から受領した場合は、同庁は、デンマークにおける国際登録の効力の拒絶について何らかの理由が存在するか否かを審査する。意匠法第17条及び第47条を準用する。
- (2) デンマークにおける国際登録の効力の拒絶について如何なる理由も存在しない場合は、所有者はその旨通知される。

第 28 条

(1) 特許商標庁がそのままで国際登録はデンマークにおいて効力を取得することができないことを発見した場合は、全部又は一部についての拒絶の通知が国際事務局に伝えられる(意匠法第 57 条参照)。同時に、所有者が自己の意見書を特許商標庁に対して提出すべき期限が定められる。

(2) (1)にいう期限の到来後、特許商標庁は、通知した拒絶を維持すべきか否かを決定する。特許商標庁が全部又は一部についての拒絶を決定した場合は、その旨の通知が国際事務局に伝えられる。

第 29 条

(1) デンマークに関して効力を有する国際登録は、デンマーク登録と同一の規則に従うものとする(意匠法第 54 条参照)。

(2) 国際登録がデンマークに関して効力を取得した場合は、当該登録は、デンマーク意匠公報により公告される(意匠法第 18 条及びジュネーブ・アクト第 14 条参照)。

(3) 登録が事後に全部又は一部について無効とされた場合は、特許商標庁は、その旨を国際事務局に通知しなければならない。

第 30 条 特許商標庁登録簿への国際登録に関する登録

(1) 国際事務局から受領した情報は、特許商標庁登録簿に登録される。

(2) (1)の規定に拘らず、特許商標庁登録簿及び国際登録簿において国際登録に関する情報間に不一致がある場合は、国際登録簿の情報を優先する。

(3) (1)にいう情報に加え、代理人、抵当権設定、強制執行及び差押に関する登録を含め、国際登録に関するその他の登録も、請求により行うことができる。

第8部 その他の規定

第31条 期限

特許商標庁により定められる期限は、特許商標庁からの書状に表示された日付から起算する。当該期限は2月とする。ただし、本規則に別段の定めがある場合又は更に長い期限を正当化することができる特別の事情に由来する場合は、この限りでない。

第32条 委任状

出願人、所有者又は特許商標庁に対する事案当事者が代理人により代表される場合は、委任状を提出しなければならない。特許商標庁は、委任状についての要件を免除することができる。

第33条 言語

(1) 特許商標庁は、出願人から請求があり又は特許商標庁に対する事案当事者が同意する場合は、事案を英語により審査し、かつ、処理しなければならない。特許商標庁は、事案の審査及び処理をデンマーク語により行うことを何時でも決定することができる。

(2) 特許商標庁に対する事案に関連して受領する書類は、デンマーク語、英語、ノルウェー語又はスウェーデン語により作成されなければならない。当該書類がその他の言語により作成されている場合は、翻訳文を提出しなければならない。当該翻訳文は、翻訳者により認証されているか、又は特許商標庁が必要と認めた場合は他の方法により認証されていなければならない。

(3) 意匠登録が補正された形態で維持されるべき場合(意匠法第28条参照)であって、その結果として製品明細の補正となるときは、特許商標庁は、当該製品明細をデンマーク語により提出するよう要求することができる。

第34条 証拠書類

出願等の審査及び処理に関連して、特許商標庁は、必要とみなすときは、当該事案に関して追加の証拠書類を請求することができる。

第35条 見本の保管

特許商標庁は、提出された如何なる見本(意匠法第13条(3)参照)も、登録期間終了後最長5年間保管しなければならない。見本の所有者が前記期間内に当該見本の返却を請求しなかった場合は、特許商標庁は当該見本を廃棄することができる。

第9部

第36条 施行規定

- (1) 本規則は、2008年12月9日から施行する。
- (2) 同時に、意匠の登録出願及び登録に関する2001年9月18日命令No.819は廃止する。
- (3) ただし、1998年6月19日命令No.377については、2001年10月1日前に登録された意匠並びに特許商標庁にされた意匠出願の審査及び処理に関して、これを引き続き適用する(意匠法第60条(3)参照)。